

不落等随意契約による売払申請案内書

農林水産省 九州農政局

1、申込方法

(1) 申込先

農林水産省九州農政局総務部会計課契約係（熊本地方合同庁舎A棟4階）

(2) 申込時間

午前9時から12時、午後1時から午後5時（土日・祝日等の閉庁日を除きます）。

※受付終了日は午後5時必着です。

(3) 申込方法及び提出書類

買受の申込にあたっては、必ず、下記2をご参照いただき、持参により次の書類を提出してください。

イ. 個人の方

- ・ 国有財産売払申請書
- ・ 住民票1通（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
- ・ 誓約書
- ・ 同意書

ロ. 法人の方

- ・ 国有財産売払申請書
- ・ 現在事項全部証明書1通
- ・ 誓約書
- ・ 同意書
- ・ 役員一覧（現在事項全部証明書に記載されている役員全員を記載したもの）

※国有財産売払申請書、誓約書、同意書及び役員一覧の様式は、九州農政局ホームページより「不落等随意契約による売払物件」をご参照ください。

2、契約相手方の決定方法

先着受付順の方法により、1物件につき第2順位までの方（複数の申込受付があった場合）を契約予定者として決定し、契約予定者には、受付日及び優先順位を記載した「国有財産売払申請書（写）」を交付します。

(1) 1物件につき第3順位以降の申込受付は行いません。

(2) 郵送による方法の受付は、配達時間に関係なく到達日の最終受付としますので、持参による方法より後順位となります（受付開始前に到達したものは全て受付開始日の最終受付とします）。

(3) 1物件に同時に複数の申込みがあった場合の優先順位は、くじ引きの方法で決定します。なお、郵送の場合によりくじを引くことができないとき又は引かれぬ方があるときは、九州農政局の指定した者が代わってくじを引きます。

また、契約予定者については、警察当局への照会等による資格要件を確認し、確認ができ次第、契約相手方には契約相手方と決定した旨を通知し、それ以外の方は提出書類を返戻します。

※資格要件の確認には、1週間から1ヶ月程度時間がかかる場合があります。

なお、契約相手方は、当局が契約相手方として決定した旨を通知した日から30日以内に売買契約を締結していただきます。

3. 申込者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 国との売買契約締結にあたってその能力を有しない者、契約の履行に関して不正の行為をした者等
予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者

(2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4. 条件

(1) 契約者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(注) 条件に違反した場合には、速やかに契約を解除します。さらに、国の定める金額を違約金として国に支払わなければなりません。

(2) 契約者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であつてはなりません。

(注) 条件に違反した場合には、速やかに契約を解除します。

5. 契約保証金、契約書作成の要否及び代金支払方法

契約保証金として契約金額の 1 割以上を納付していただき、契約保証金の納付確認後、売買契約を締結していただきます。また、契約書の作成を要します。

契約締結後、契約保証金を売買代金の一部として充当する場合は、売買代金と契約保証金との差額とし、充当しない場合は売買代金を九州農政局が発行する納入告知書により売買代金を納付していただきます。納付期限は、納入告知書発行日より 20 日以内です。

6. 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容（所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 99 条の 5 の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵又は建物解体撤去費を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率）をホームページに公表します。

なお、契約締結のためには、上記契約内容を国が公表することに同意していただく必要があります。

7. その他

(1) 申込みをされる場合は、物件調書のほか、事前に境界や都市計画上の規制等について、必ずご自身でご確認ください。

(2) 受付期間中であっても、ホームページの更新の都合上、既に売却済の場合がありますので、その節

はご了承願います。